

市道弁天 31 号線ウォークブル推進設計業務委託 仕 様 書

第 1 章 総 則

(業務の背景及び目的)

第 1 条 本業務は、令和 5 年度の基本設計を踏まえて、千葉公園通りを千葉駅と千葉公園を繋ぐアプローチとして「ひと中心の居心地よく歩きたくなる空間」とするべく、当地域における関係者とともに道路整備の内容について検討し、設計を進めることを目的としている。

(業務概念)

第 2 条 本業務を実施するにあたっては、千葉市の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高の技術を発揮するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、業務工程表に基づき、遅滞なく着実に業務を遂行しなければならない。

(成果品に対する責任の範囲)

第 3 条 受注者は、本業務完了後といえども、不備が発見された場合及び受注者の責による不利益が生じた場合には、速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。

(適用範囲)

第 4 条 本仕様書は、千葉市が発注する「市道弁天 31 号線ウォークブル推進設計業務委託」を受託した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第 1 編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、その他関係法令によるものとする。

(履行期間)

第 5 条 履行期間は、契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。なお、履行期限内であっても、業務のうち完成したものについては、発注者は受注者に対して提供を求めることができるものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第 6 条 下記の資料を貸与する。

- ・千葉都心ウォークブル推進社会実験における効果検証結果
- ・令和 4 年度 千葉市・大学等共同研究事業「千葉都心の道路空間における歩行者中心

の場づくりに関する研究」報告書

- ・市道弁天31号線ウォークブル推進基礎調査業務委託 成果品
- ・市道弁天31号線ウォークブル推進検討業務委託 成果品
- ・その他発注者が必要と認める資料

(成果品の提出及び使用等)

第7条 提出する成果品は下記のとおりとする。

- ・電子データ（業務成果をCD-ROM又はDVD-ROMに収納したもの）2セット
 - ・業務報告書（A4版製本、図面を含む）1部
 - ・その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの 1式
- 2 成果品の管理及び帰属は、すべて発注者側にあるものとして、受注者がこれを公表することは、一切認めないものとする。
- 3 本業務は電子納品対象業務とする。「土木設計業務等の電子納品要領 令和5年3月」「千葉市電子納品運用ガイドライン【委託業務編】平成30年4月」を参考にするものとする。
- 4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

(検査)

第8条 受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けること。

- 2 検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し再提出すること。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。

第2章 業務内容

(作業内容)

第9条 作業項目は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

業務を遂行するにあたり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、作業指示、適切な人員配置を計画し、業務計画書を作成する。

(2) 道路改良詳細設計

令和5年度の基本設計を踏まえて、市道弁天31号線の道路改良詳細設計を実施。ワークショップでの意見調整や各管理者との協議と並行しながら設計を実施。

内容は、設計計画、施工計画、現地踏査、平面縦断設計、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成とする。詳細については監督員の指示に従うものとする。

(3) 社会実験の企画・運営支援

令和4年度の基礎調査結果、令和5年度の基本設計のほか、ウォークアブル社会実験やちほこ（千葉公園通りホコ天イベント）の経緯も踏まえつつ、道路改修の設計内容の検証及び改修後の運営管理に資するような社会実験を実施する。

内容は、社会実験の企画検討、各管理者や地元関係者との調整支援としての資料作成、データ分析などを行う。

(打合せ等)

第10条 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

2 受注者は、各計画の業務着手時・中間時・完了時の他、必要に応じて協議を行うものとし、電子メールベースでの情報共有、業務の各段階で打合せを行い、業務実施方針について監督職員の承諾を受けるものとする。

3 打合せの結果については、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。